

# 自主的なマイナンバーカードの返納をお考えのかたへ

マイナンバーカードは、個人の申請により取得いただくものですので、返納についても手続きが可能です。つきましては、下記の事項をご確認のうえ、ご判断をお願いします。

- 日本に住民票を有するすべてのかたに付番されている12桁のマイナンバー(個人番号)と、申請に基づいて取得できるマイナンバーカードは別物です。マイナンバー(個人番号)は、マイナンバー法に規定された事務手続きで各行政機関等が利用しており、マイナンバーカードを返納してもマイナンバー(個人番号)の利用が停止されるわけではありません。
- マイナンバーカードの返納後は、医療機関等の窓口でマイナンバーカードを健康保険証として利用することはできなくなりますが、健康保険の事務でマイナンバー(個人番号)が利用されているため、健康保険の資格情報からマイナンバー(個人番号)は削除されません。
- マイナンバーカードを印鑑登録証として利用している場合は、印鑑登録証の引き換え手続きが必要です。引き換え手続き後は、コンビニ交付サービスが利用できません。
- マイナンバーカードを利用してマイナポータルにアクセスすることで、各行政機関等がマイナンバー(個人番号)付きで保有している自分の情報を確認することができます。
- 公金受取口座の登録や削除は、マイナポータルでのみ行うことができます。(令和5年7月時点)削除を希望する場合は、マイナンバーカードを利用してご自身で削除する必要があります。
- マイナポイントで利用される「マイキーID」は、マイナンバーカードの返納により自動的に失効しますが、2重申請防止のため、履歴の管理は行われます。なお、付与されたポイントの返還を求められることはありません。
- マイナンバーカードの返納後、行政手続等でマイナンバー(個人番号)の提示が必要になった場合は、マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写しや住民票記載事項証明書を、有料で取得する必要があります。
- マイナンバーカードの返納後、もう一度マイナンバーカードを取得する場合は手数料が1,000円(電子証明書が不要な場合は800円)かかります。

マイナンバーカードや制度についてのお問合せ先

総務省  
マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

(受付時間 平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30)

(R5.7)

名張市 総合窓口センター